

法について報告義務はないのか。

【答弁】事業者側の義務として相談窓口の設置などを運営規定に明記させるのが主旨であり、市に苦情相談があれば市が対応する。

【質疑】苦情処理における市の権限は。

【答弁】介護保険法に保険者として規定され、事業者に対して指導監査、実地指導を行う。実地指導は2年に1回、その他は必要に応じて行う。

【質疑】条例化による事業者や利用者への影響は。

【答弁】既に指定を受けている事業者には運営規定の見直しがある。利用者には特に影響はないと考える。

※議第78号〜議第80号は福祉保健委員会で審査し、12月21日の委員長報告後、全員一致で可決しました。

（議第81号）高山市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

公営住宅法の改正に伴い市営住宅の入居者資格等を定めるための改正。

【質疑】裁量階層の範囲拡大の理由は。

【答弁】子育て世帯を支援するためである。

【質疑】委員審査

【質疑】裁量階層の見直しにより、現在入居済みで該当する世帯の家賃はどうなるのか。

【答弁】対象を中学卒業まで拡大したことにより、裁量階層の所得基準が緩和され家賃は下がる。

【質疑】現在入居済みの世帯で裁量階層に該当する世帯数は。

【答弁】現在の入居世帯は9月末で607世帯、そのうち未就学児のいる世帯は45世帯（7・4％）、中学生のいる世帯は153世帯（25・2％）。

※本議案は基盤整備委員会で審査し、12月21日の委員長報告後、全員一致で可決しました。

の無償譲渡について（旧見座公民館）

（議第83号）市有財産の無償譲渡について（旧国府北部公民館）

（議第84号）市有財産の無償譲渡について（旧中山集会場）

※議第82号〜議第84号については一括議題

委員会審査

【質疑】建築年数が経っている施設もあるが、譲渡後の維持管理についての話し合いは。

【答弁】その点も含め合意いただいている。

【質疑】旧見座公民館の起債償還は済んでいるのか。

【答弁】起債として過疎債が充てられていたが、平成23年3月に償還が終わっている。

【質疑】譲渡の相手方における登記はどうなるのか。

【答弁】譲渡の相手方は地縁団体として登録されており、登記上もこの団体名義で登記される。

※議第82号〜議第84号

は総務企画委員会で審査し、12月21日の委員長報告後、全員一致で可決しました。

（議第85号）土地の処分について

清見町牧ヶ洞の市有地（雑種地）を企業立地のため売却するもの。

【質疑】売却価格は以前から設定されていた金額なのか。

【答弁】不動産鑑定価格をもとに審議し、相手方との交渉の上で決定した。

【質疑】企業誘致の観点からの優遇措置は。

【答弁】5年以内の本社工場移転を条件に、企業誘致の助成制度の中で対応したい。

委員会審査

【質疑】売却部分と賃貸部分があるのは。

【答弁】当初はすべて賃貸でと申し出であったが、協議の結果1万㎡を売却することになった。その他、約2万㎡を年間約288万円

で貸与する。

【質疑】当該土地を

む企業誘致候補地全体には、造成当初、外周道路が計画されていたが変更があったのか。

【答弁】平成19年から国が残土処分地として造成したもので、原状復帰が原則のため国は外周道路を設置しないと

した。市でも検討したが、立地する企業により必要性が異なるので取りやめとした。

【質疑】一部侵入道路が整備されているが市道ではないのか。

【答弁】敷地内の道路であり、企業への貸付地となる。

【質疑】残地を利用する場合の道路整備は。

【答弁】市道牧ヶ洞八日町線からの取り付け整備が必要になる。

【質疑】その他のインフラ整備は。

【答弁】水道は市の簡易水道で対応し、下水道は合併浄化槽で企業側が設置することになる。

【質疑】立地企業の事業概要は。

【答弁】機械製造や管工事、電気工事など様々な事業を展開。従業員は現在42名でグループ全体では83名。取り引きも多く黒字決算が続いている。

【質疑】当該地での事業概要は。

【答弁】ソーラーパネルを4116枚設置して年間93kwを発電し、すべて電力会社が買い取る。

【質疑】企業立地の優遇措置は。

【答弁】メガソーラー部分は助成の対象外。製造部分のみの措置として、初期投資額の10分の1と取得した土地や建物の固定資産税相当分、また雇用された市民1人に対し年間20万円を助成する。

委員間の自由討議

・今回の売買契約はいい話だったが、今後の企業誘致にはインフラ整備が必要な場合があり、その際の土地売買価格への影響も考えられる中で残地利用など